

2026年4月7日

株主各位

新潟県佐渡市両津湊 353 番地
佐 渡 汽 船 株 式 会 社
代表取締役社長 尾渡 英生

単元株式数についての定款の定め廃止に関する公告

当社は、1単元が100株となっております当社普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数(以下、「当社株式の単元株式数」といいます。)についての定款の定めを廃止いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

当社株式の単元株式数についての定款の定め廃止の効力発生日：2026年4月4日

当社定款第9条(単元株式数)及び第10条(単元未満株式についての権利)を削除し、当該削除に伴い条数の繰上げを行いました。

以上